

横手市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 横手商工会議所及び一般社団法人横手市観光推進機構は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「横手市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は法第9条第1項の規定により横手市が作成する基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議し、横手市中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 横手市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地活性化に関する意見交換及び情報交換
- (3) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に係る事業に関すること

(構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 横手商工会議所
- (2) 一般社団法人横手市観光推進機構
- (3) 横手市
- (4) 法第15条第4項に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認められる者

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長、委員をもって組織する。

(役員)

第7条 会長は、横手商工会議所会頭をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 副会長は、会長が委員の中から指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

- 第8条 委員は、第5条各号に該当する者が指名する者をもって充てる。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
 - 3 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
 - 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員が指名する者を代理として出席させることができる。
 - 4 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 5 会長は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
 - 6 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(費用弁償)

- 第10条 協議会の会議開催に際して、構成員である委員に対し開催謝金、交通費等の費用弁償は行わない。

(幹事会等の設置)

- 第11条 協議会は、必要に応じ、幹事会、部会などの下部組織（以下「幹事会等」という。）を置くことができる。
- 2 幹事会等の組織・運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を協議会に置く。

(解散)

- 第13条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(補足)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この規約は、令和6年6月18日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、全体会の承認を得て、別に定める。